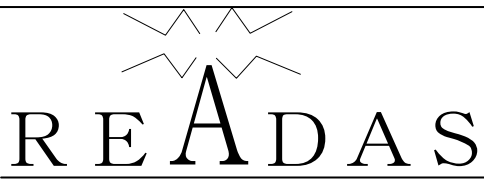


第 4732 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月21日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 交際費等の改正時期

Q：交際費の非課税限度が変わるそうですが、いつから変わるのですか？

A：平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度から適用になります。

【解説】

平成25年度の税制改正では、交際費等の取扱いが改正され、中小法人に係る損金算入制度の特例が、①定額控除限度額を800万円に引き上げられるとともに、②定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(10%)が廃止されました。

これにより、中小法人については、支出交際費等のうち800万円までの金額の全額を損金算入することができるようになったわけですが、この取扱いの適用時期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度からとなっています。

なお、この取扱いは、今のところ平成26年3月31日までに開始する事業年度において適用される時限立法になっていますので、来年3月31日以後の取扱いは未定となっています。

ただし、税制改正の附則では、「交際費課税の特例の在り方」について、「消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること」とし、平成25年度中に必要な措置を講じることとしていることから、平成26年度の税制改正では、この適用範囲の見直しと期限の延長について改正があるものと思われます。

